

2025年度

生徒心得

盛岡大学附属高等学校

盛岡市厨川5丁目4番1号

TEL 019 (641) 1121

FAX 019 (643) 5719

目 次

校章の由来	3
学 園 歌	4
建学の精神、建学の聖句	5
学則（抜粋）	6
生徒心得	9
頭髪、服装規程	11
携帯電話等通信機能付情報端末規程	16
アルバイト規程	17
原動機付自転車規程	17
自動車免許規程	18
図書室利用心得	19
生徒会会則	20
生徒会役員選挙規約	22
生徒会機関	23
応 援 歌	24
時 程 表	27



校章の由来

「紅 梅」

創立者細川泰子先生が「聖書の生活化」を目的にして盛岡栄養専門学校を開設した。

この校地の中央に紅梅の木があり、場所を塞ぎ伐らなければならないことになったが、創立者が別の場所に大切に移植して育てた。

当時の在校生が、一本の木さえも慈しむ心に感動して、この紅梅をデザイン化した。

学 園 歌

及川 作松 作詞
千葉 了道 作曲

一、 仰ぎみる 岩手の嶺の
いや高き 理想かゝげて
集いよる わかきわれら
朝夕に 歌声ひゞき
学園のゝ 窓は明るし

二、 みどり濃き 沃野うるおす
北上の流れ 豊かに
幸多く よろこび溢る
むつみ合い 教えかしこみ
求めゆくゝ 真理の道を

三、 晴わたる 大空のもと
潑刺と 生氣に満ちて
すこやかに きたえんわれら
朝夕に 祈りさゝげて
大いなるゝ 力に生きん

学 園 歌

♩ = 96~100 さわやかに

及川作松 作詞
千葉了道 作曲



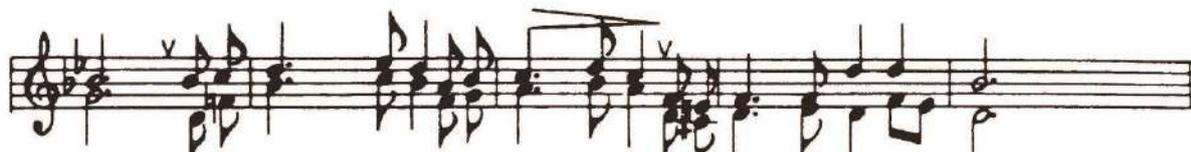
1. あ お - ぎ み る ——— い わ て の み ね - の ——— い や
2. み ど - り こ き ——— よ く や う る お - す ——— き た
3. は れ - わ た る ——— お > ぞ ら の も - と ——— は つ



た か き り そ う か か げ て つ ど - い よ る ——— わ か
か み の な が れ ゆ た か に さ ち - お > く ——— よ ろ
ら つ と せ い き に み ち て す こ - や か に ——— き た



き - わ れ - ら ——— . あ さ ——— ゆ う に ——— . う た ご - え ひ び
こ び あ ふ - る ——— . む つ ——— み あ い ——— . お し え - か し こ
え ん わ れ - ら ——— . あ さ ——— ゆ う に ——— . い の り - さ さ げ



き が く え ん の が く え ん の ま ど は - あ か る し ——— .
み も と め ゆ く も と め ゆ く ま こ と - の み ち を ——— .
て お > い な る お > い な る ち か ら - に い き ん ——— .

建学の精神

本校はキリスト教主義に基づいて教育を行い、愛と奉仕の精神を体した人格を形成することを建学の精神とする。

建学の聖句

いつも喜んでいなさい。絶えず祈りなさい。
どんなことにも感謝しなさい。

新約聖書 テサロニケの信徒への手紙一
第5章 16節～18節

盛岡大学附属高等学校学則

(抜 粋)

(目的)

第1条 本校はキリスト教精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高等普通教育を施して一般的な教養を高め、社会に対する広く深い理解と健全な判断力を養い、もって社会の有為な形成者として必要な資質を涵養することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は盛岡大学附属高等学校と称する。

(位置)

第3条 本校は盛岡市厨川五丁目4番1号に置く。

(修業年限)

第4条 本校の修業年限は3年とする。

(課程、学科及びコース)

第5条 本校に全日制課程普通科を置く。普通科には、進学コース、高大連携進学コース、特別進学コースを置く。

(学年及び学期)

第7条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の4期とする。

1期 4月1日から6月30日まで

2期 7月1日から9月30日まで

3期 10月1日から11月30日まで

4期 12月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 学年始休業日 4月 1日から4月 5日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月20日まで

(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月15日まで

(6) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで

(7) 学校法人盛岡大学創立記念日 6月15日

※詳しくは行事予定表を参照

2 教育上必要があるときは、校長は前項に規定する休業日のほかに休業日を設け又は休業日に授業を行うことができる。

(授業終始時刻及び授業時数)

第10条 本校の授業終始の時刻及び毎週の授業時数は、校長が定める。

(課程修了の認定)

第14条 校長は、本校所定の高等学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(入学資格)

第 18 条 本校に入学できる者は次のとおりとする。

- (1) 中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 文部科学大臣の定めるところにより、前号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の志願)

第 20 条 本校へ入学を志願する者は、本校所定の入学志願書に入学検定料 10,000 円を添え、出身学校長を経て願出のものとする。

(入学者の選考)

第 21 条 入学者は選考のうえ決定する。選考の方法については、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第 22 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本校所定の書類に入学金 110,000 円及び施設設備費 50,000 円を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の入学手続きを完了した者に対して、校長は入学を許可する。
- 3 入学を許可された者は、保護者が連署した誓約書及び住民票を提出しなければならない。

(転・編入学)

第 23 条 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に転入学又は編入学を志願する者があつたときは、校長は相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合には、入学を許可することができる。

- 2 前項の規定による必要な事項は、別に定める。

(身上異動の届出)

(休学)

第 25 条 生徒は、病気その他やむをえない事由により、3 ヶ月以上出席できないときには、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて校長に休学を願出することができる。

- 2 校長は、理由を相当と認めるときは、1 年を超えない範囲で休学を許可することができる。ただし、校長は、特に必要と認める場合に限り、1 年以内においてその期間を延長することができる。

(復学)

第 26 条 休学中の生徒は、その理由がなくなったことにより復学しようとするときは、保護者連署の上、医師の診断書又は事由書を添えて復学願出を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(転学及び退学)

第 27 条 生徒は、他の高等学校に転学しようとするとき、又は退学しようとするときは、その事由を添えて本人及び保護者連署のうえ校長に願出で、許可を受けなければならない。

(留学)

第 28 条 生徒は、外国の高等学校又は高等学校に相当する教育機関に留学（以下「留学」という。）しようとするときは、保護者連署の上校長に願出しなければならない。

- 2 校長は、教育上有益と認めるときは、留学を許可することができる。
- 3 留学について必要な事項は別に定める。

(欠席等)

第 29 条 出席停止、欠席、公認欠席及び忌引きについて必要な事項は別に定める。

(学納金)

第30条 本校における授業料その他の生徒納付金（以下「学納金」という）は、次の各号に掲げるとおりとする。

授業料 月額 37,000円

- 2 学納金は学納金納入通知書の定めるところにより納入するものとする。
- 3 休学の許可を受けた者の休学期間が月の1日から末日までの全日数にわたるときは、その月の学納金は免除する。
- 4 既納の学納金は還付しない。

(実費徴収金)

第31条 前条に定める学納金以外の実費徴収金は、それぞれの実施年度にその実費を徴収する。

- 2 前項に規定する実費徴収金の種類、金額、徴収方法その他の細目は別に定める。

(学納金等滞納者に対する措置)

第32条 校長は、学納金等の納付を怠り、督促してもなお納入しない者に対して、3ヶ月以上の者には出席停止を、6ヶ月以上の者には退学を命じることができる。

- 2 校長は、学納金等の納付を怠り、督促してもなお納入しない者に対して、学年の進級を認定しない。

(表彰)

第34条 校長は、教育上必要と認めるときは、生徒を表彰することができる。

- 2 表彰に関する細則は、別に定める。

(懲戒)

第35条 校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒のうち、訓告、停学及び退学の処分は、校長が行う。
- 3 訓告は、過去の言動を戒め、将来を諭すものとする。
- 4 停学は、出席を停止するものとし、その期間は1ヶ月以内又は無期とする。
- 5 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなく、出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(寄宿舎)

第37条 本校に寄宿舎を置く。

- 2 寄宿舎は清風寮と称し、清風寮の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この改正学則は、平成26年4月1日より施行する。

〈生徒心得〉

この心得は、学校生活の秩序を保ち、一人ひとりの生徒が明朗で健全な生活を送ることができるようにするために定めている。

生徒は、愛と奉仕の建学の精神をたいせつにし、常に本校の生徒としての自覚のもとに、規律を守り、容姿礼儀を正しくし、責任ある行動をとるよう心がけなければならない。

1 頭髪・服装

- (1) 別に定める服装規程をよく守り、常に清楚端整でなければならない。

2 登校・下校

- (1) 登校・下校の際は、公衆道徳・交通ルールに従い高校生としての品位を保つこと。
万一、事故や被害にあった場合は直ちに自宅・学校・警察などに連絡するとともに学校に事故（被害）報告書を提出すること。
- (2) 自転車で通学しようとするものは、届け出て、ステッカーを車体の所定の位置に貼付すること。
- (3) 早い登校に努め、遅くとも午前8時25分までには登校すること。
- (4) 下校時間は次の通りとし、下校の際は窓を閉め、教室を整頓すること。
 - ・4月～10月 午後7時まで
 - ・11月～3月 午後6時30分まで

3 欠席・早退・欠課・遅刻・外出

- (1) やむを得ず欠席・早退・欠課・遅刻をする場合は、事前に担任に届け出て、所定の届出書を提出すること。
- (2) 登校後の外出は、原則として許可しない。やむを得ない事情で外出する場合は、事前に担任に届け出て許可を得ること。
- (3) 自己または同居する家族が法定伝染病にかかった場合は、直ちにその旨を学校に届け出なければならない。

4 所持品、公共物

- (1) 所持品には必ず記名し、貴重品は各自責任を持って管理すること。必要以外の現金、貴重品は持ち込まない。
- (2) 所持品の紛失、盗難、拾得の場合は直ちに担任または関係職員に届け出ること。
- (3) 学校生活に不用なゲーム、マンガ及びナイフなどの危険なものを持ち込まない。またガム・菓子の持ち込み、飲食を禁止する。
- (4) 公共物は大切に扱うこと。破損、紛失した場合原則として弁償しなければならない。
- (5) 校舎内外を清潔にし、整理整頓に努めること。

5 学習

- (1) 教室においては静粛にし、お互いに学習効果をあげるよう努めること。
- (2) 教科書、ノートは持ち帰り家庭学習に励むこと。
- (3) 考査は準備して臨み、決して不正行為をしてはならない。

6 礼法

- (1) 他人に迷惑となる行為や乱暴な言動は慎み、高校生としての自覚に基づいた行動をとるよう心がけること。
- (2) 常に礼儀と節度をもって人に接し、来客や教職員に挨拶するとともに、生徒相互間においても挨拶を交

わすようにすること。

7 交友

- (1) 友人間の交友はお互いの人格を尊重して行い、「いじめ」など他人の人権を侵害するような行為は絶対にしないこと。
- (2) 男女間での交際は特に節度を守り、軽率な行動をとってはならない。
- (3) 友人間での金銭の貸し借りはこれを禁止する。
- (4) 生徒相互の制裁または、下級生への威圧行為については厳禁とする。

8 校外生活

- (1) 外出する時は、家族に行き先を告げ、午後9時までには帰宅すること。
- (2) 外泊は必ず保護者の承認を得るようにし、生徒間の外泊は避けること。
- (3) いかなる場合も、飲酒、喫煙、薬物乱用を禁止する。
- (4) 風俗飲食店・遊戯場等の出入りを禁止する。
- (5) カラオケボックスの利用は高校生どうしの場合、午後7時までとする。
- (6) アルバイトは原則として禁止する。ただし、事情により別に定める規程により許可することもある。

9 携帯電話等通信機能付情報端末

携帯電話等の使用については、別に定める規程をよく守ること。

10 原動機付自転車及び自動車

原動機付自転車及び自動車についての免許取得・使用については別に定める規程をよく守ること。

11 風紀

- (1) 次の事項を厳禁する。
 - (ア) いじめ、暴力、傷害、恐喝、威圧威嚇行為、金銭強要、わいせつ行為等
 - (イ) 窃盗、占有離脱物横領、その他の犯罪行為
 - (ウ) 飲酒、喫煙、深夜徘徊、その他の不良行為
 - (エ) 授業妨害、教員への暴言、器物破損等
 - (オ) 携帯電話等通信機能付情報端末規程違反、その他の規程違反
 - (カ) その他、服装、整容等、本校生徒としてふさわしくない行為
- (2) 上項に該当すると認められる行為があった場合は、生徒指導規程の定めるところにより措置される。

頭髪、服装規程

第1条 登下校並びに校内においては学校指定の制服を正しく着用する。(図参照)

やむを得ず異装する場合は、担任に届け出て許可を得ること。制服改造は一切認めない。

第2条 正装行事等の制服を正しく着用する。

第3条 上履きは学校指定のものとし、外用の靴との区別をはっきりとする。

第4条 装飾品としてのピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット・カラーコンタクトは使用しない。

第5条 まゆそりは禁止とする。

第6条 頭髪・服装は次のとおりとする。

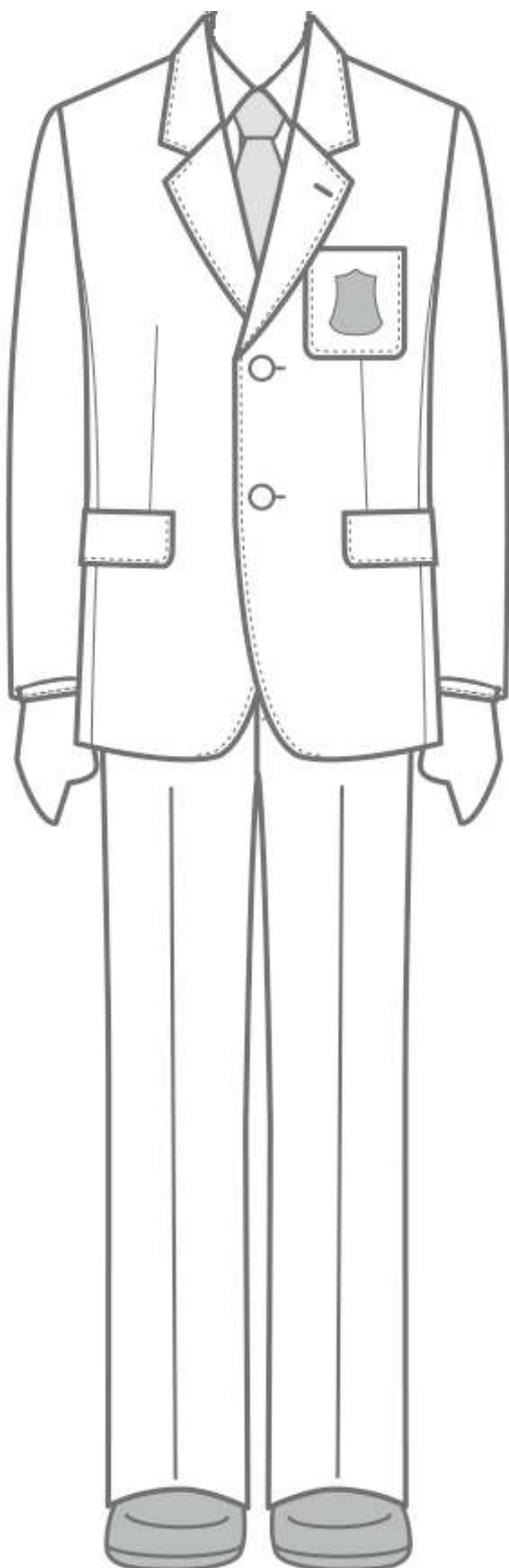
- 1 頭髪は清潔な髪型とし、パーマ・脱色・染色・著しい変形カット等は認めない。
- 2 正装行事の場合を除き、タイプA、タイプB内で着こなし、健康管理に留意する。
- 3 シャツやブラウスの下に着用するTシャツ及びインナーは、無地の白色・黒色・紺色・灰色・茶色とする。
- 4 スラックス時のソックスは、白色・黒色・紺色・灰色・茶色のものを着用する。
- 5 スカート時のソックスは、正装行事では夏季は指定の白色ソックス、冬季は指定の紺色ソックスまたは黒色ストッキングとする。正装以外のソックスは、同色、同型(くるぶしが隠れる程度の短いソックスも含む)であれば指定のソックス以外も認める。
- 6 スカート丈は、直立の状態で膝の中央部とする。
- 7 スカートの中に運動着、セーターに運動着等の異装は認めない。
- 8 化粧は認めない。
- 9 ネイル、長い爪等は認めない。

第7条 整容指導及び違反した場合の措置について

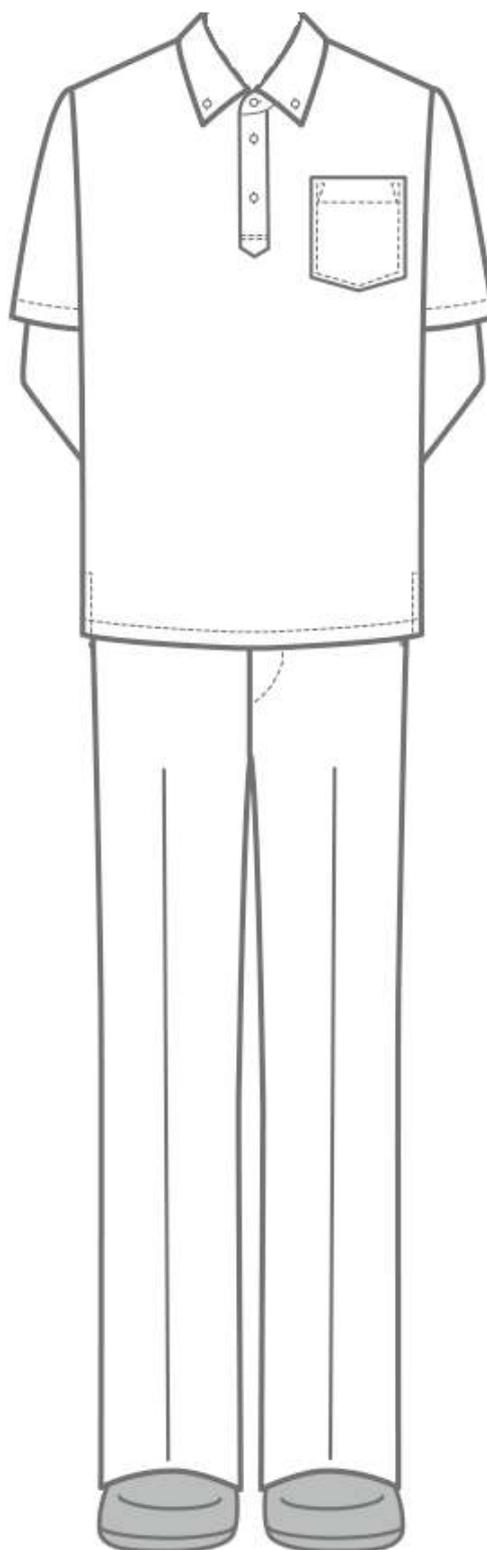
- 1 原則、毎月3日間の指導強化週間を設定し、朝のホームルームにおいて、担任・学年で整容指導を行う。
- 2 整容指導において学年指導を受けた生徒には、当日中に保護者連絡をし、翌日に点検をする。頭髪の染色、脱色等に関わる改善については、店舗との兼ね合いがあれば翌週まで猶予期間を設けるが、改善が見られない場合は、特別指導の対象とする。

【タイプA（正装）】

パターンⅠ

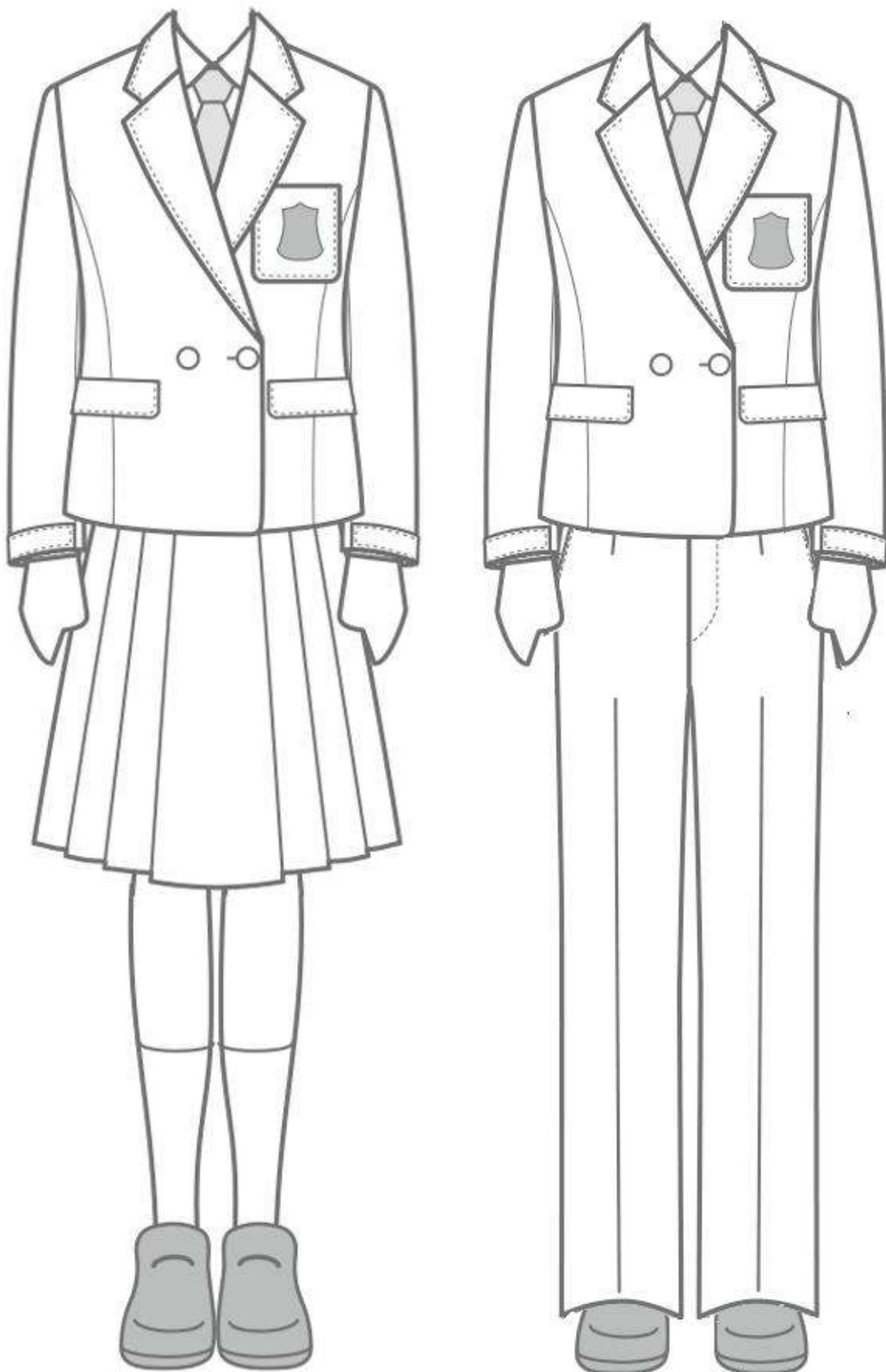


パターンⅡ



【タイプB（正装）】

パターンI

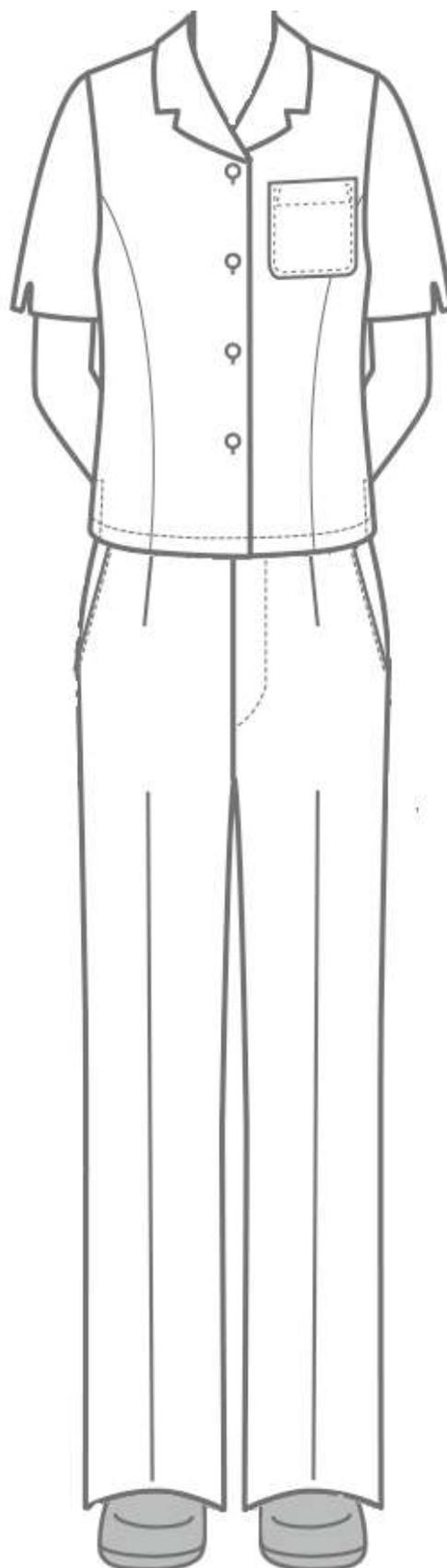


【タイプB（正装）】

パターンⅡ



パターンⅡ



		パターンⅠ	パターンⅡ（夏仕様）	備 考	
		品 名	品 名		
制 服 等	タイ プ A	正 装 用	ブレザー ネクタイ 冬ズボン 長袖シャツ	ポロシャツ 夏ズボン	<正装行事> ・入学式 ・卒業式 ・始業式 ・終業式 ・礼 拝 ・その他 （必要に応じて正装の 指示をする。）
		希 望 購 入	灰色ニットセーター、ニットベスト ※Yシャツ、ポロシャツの下は、白、黒、灰、茶、紺色 ソックスは、白、黒、灰、茶、紺色		
	タイ プ B	正 装 用	スカ ー ト タイ プ	ブレザー ネクタイ 冬スカート 長袖ブラウス 布ベスト 指定紺色ソックス （黒色ストッキング）	
ス ラ ッ ク ス タイ プ		ブレザー ネクタイ スラックス ※紺色 スラックス ※チェック柄 長袖シャツ 指定紺色ソックス （黒色ストッキング）	オー バー ブラウ ス 指定白色ソックス	※スラックスは、紺色、 チェック柄のどちらで も選択可能 （オールシーズン対応）	
希 望 購 入		白色（灰色）ニットセーター・ベスト、 ※Yシャツ、ブラウスの下は、白、黒、灰色 ソックスは、指定のソックス（正装用）の他、同色、同型 （正装行事以外）も認める。			

携帯電話等通信機能付情報端末規程

1 使用規程は次のとおり

- (1) 登校時校地内に入ったら端末の電源は切り、バッグの中に入れる。使用は放課後に校地外とする。
- (2) 携帯電話は各自で管理するものとし、盗難などに関して学校は一切の責任を負わない。
- (3) 携帯電話の使用に当たっては利用マナーを守ること。

2 使用、撮影、投稿のマナーは次のとおり

- (1) 校地内及び教育活動に伴う公共施設での使用、撮影を禁止する。ただし、校地内での使用、撮影については、教員の許可と教員の立ち合いのもと使用、撮影することを認める。
- (2) 校地内及び教育活動に伴う公共施設で撮影された画像の投稿については、教員許可と教員立ち合いのもと使用、撮影した画像に限り、学校長の許可を得て、投稿することを認める。

「投稿」とは、インターネット上等を介し、音声・画像・動画を共有サービスに公開することを指す。教員立ち合いもと撮影等の許可があった音声・画像・動画であっても、「SNS」（閲覧可能なコミュニティを含む）や閲覧可能なネットワークに投稿することは、特定、不特定、少数、多数に関わらず、学校長の許可なく投稿することは一切認めない。

- (3) いじめ、他者のプライバシーに関わる内容、他者の迷惑となる内容等の使用、撮影、投稿を禁止する。
- (4) 他者への貸借は禁止する。
- (5) 校地内での充電は禁止する。

3 使用規則に違反した場合の措置は次のとおり

- ・ 1回目～生徒の反省文提出
- ・ 2回目～生徒、保護者への注意喚起(3回目の説明含む)
- ・ 3回目～学校で端末を預かり、保護者召喚の上、端末を返却する。
- ・ 3回目以降は個別に対応する。

アルバイト規程

学業・部活動を優先し、アルバイトは原則として禁止する。ただし、以下に示すアルバイト許可条件に則り、特別に許可する場合もある。なお、特別進学コースでは、学業を優先として許可しない。

1 長期休業中におけるアルバイト許可条件

- (1) アルバイト許可基準を遵守すること。
- (2) 家計の援助又は部費等の補助を目的としていること。
- (3) クラス担任並びに部顧問等の承諾を得て、アルバイト許可願による申請をしていること。

2 通年におけるアルバイト許可条件

- (1) アルバイト許可基準を遵守すること。
- (2) 家計の援助や学費負担等の一部を目的としていること。
- (3) クラス担任並びに部顧問等の承諾を得て、アルバイト許可願に保護者申請書を添えて申請をしていること。

なお、上記規程に違反した場合は、特別指導措置を施し、アルバイトを停止する。

<アルバイト許可基準>

- 1 生活態度及び学習態度が良好で、欠点科目がないこと。
- 2 帰宅時間は21時までとする。
- 3 危険を伴ったり、風紀上好ましくない遊興的接客業（酒場、パチンコ店等）でないこと。
- 4 就業中の事故発生に対する医療保障等が明確であること。
- 5 就業中であっても、学校生活に支障があると認められた場合はアルバイトを停止する。
- 6 定期考査一週間前から定期考査終了までの間、アルバイトを中断すること。

附 則

令和7年4月1日一部改定

原動機付自転車規程

- 1 原動機付き自転車の免許取得は許可制とする。
- 2 許可の条件は次のとおり。
 - (1) 原動機付き自転車に限る。
 - (2) 免許の取得は長期休業中に限る。
 - (3) 1年生は春休み以降とする。
 - (4) 許可願いは保護者の承諾を必要とする。
 - (5) 定期的に免許条件の検査及び講習会を受けること。
- 3 乗車については次のとおり。
 - (1) 通学の為の使用は許可しない。但し、交通の便が無く最寄りの駅またはバス停留所まで遠い生徒については駅または停留所までの使用を許可することがある。
 - (2) 家庭での原動機付き自転車使用については以下の条件を守ること。
 - ア 保護者の同意を得るとともに学校長の許可を得ること。
 - イ 交通安全講習会に必ず参加すること。
 - ウ 必ず強制保険・任意保険に加入すること。
 - エ 乗車する時は、正しくヘルメットを着用し、交通規則を守り、安全運転に心がけること。
 - オ 二人乗り、蛇行運転、スピード違反、改造、暴走行為、騒音を出すなど法律に違反する行為をしないこと。
 - カ 車両の貸借は禁止する。
 - (2) 交通安全講習会を正当な理由なく欠席した場合、免許証を次回の講習会まで学校預かりとし、それ以外の上記項目に違反した場合は特別指導とする。

自動車免許規程

- 1 1、2年生は認めない。
- 2 3年生については、「自動車学校通学許可願」を提出し、学校長の許可を得なければならない。
- 3 免許証取得は次のとおり
 - (1) 就職内定者は2期考査終了後からの通学を認めるが、学業に支障をきたさないよう、放課後及び休日を利用する。
 - (2) 進学決定者は、2期考査終了後且つ進学決定以降の通学を認めるが、学業に支障をきたさないよう、放課後及び休日を利用する。
*進学とは、大学、短期大学、専門学校、専修学校等を指す。
 - (3) 上記以外の者は、原則として認めない。但し、特に免許証を必要とすると判断した生徒については、学校長の許可を得て2期考査終了後の通学を認めるが、学業に支障をきたさないよう、放課後及び休日を利用する。
- 4 生徒は自動車学校入学時において、本校の「自動車学校通学許可証」を自動車学校に提出する。
- 5 下記に該当する生徒は自動車学校通学を認めない又は取り消すこともある。
 - (1) 学業が著しく不振で、欠課超過科目がある者。

- (2) 生徒指導上、不相当と思われる者。
 - (3) 進路が未確定の者。
 - (4) 諸納金を滞納している者。
- 6 第2条～第4条の規程に触れた生徒は通学許可を取り消し、自動車学校への通学を禁止する。
- 7 卒業式前に運転免許証を取得した場合は、生徒指導課に報告する。生徒指導課は、保護者に対し、免許証の保管、管理の依頼及び規程説明を行う。
- 8 在学期間中は自動車の運転を禁止する。

図書室利用心得

1 利用の心得

- (1) 室内では静かにすること。
- (2) 図書は大切に取扱い、切り取り、書き込み、汚損等は絶対にしないこと。
- (3) 室内での飲食は禁止する。
- (4) 図書の返却期日は必ず守り、本人が責任を持って返却すること。
- (5) 他人へのまた貸しは認めない。
- (6) 鉛筆、ノート以外の持ち物（カバン、オーバー等）は室内に持ち込まないこと。

2 室内での閲覧

- (1) 図書・雑誌は閲覧席で自由に閲覧することができる。閲覧を終えた図書・雑誌は元の場所へ戻すこと。

3 貸出および返却

- (1) 一度に貸し出す冊数は2冊以内とする。期間は2週間以内。ただし、長期休業中の貸出は5冊以内、1ヶ月以内とする。
- (2) 返却は借りた本人が行うこと。
- (3) 期限までに返却がないときは、呼び出しなどによる督促をする。遅れた場合、一定期間貸出しを停止する。
- (4) 借りている図書を紛失、または汚損・破損したときは、直ちにその届けを出し、係の指示に従うこと。

生徒会会則

(目的)

本会は本学の建学の理念であるキリスト教主義に基づいて、構成員個々の自発性を充分発揮し、学校生活を明るく秩序ある有意義なものとするため、諸般の活動を行う事を目的とする。

第1章 総 則

第1条 本会は盛岡大学附属高等学校生徒会と称する。

第2条 本校生徒は本会の会員となる。

第3条 本会は本校の全職員を顧問として本会の運営につき指導・助言を得る。

第2章 役 員

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 2名

書 記 2名

会 計 1名

広 報 1名

第5条 役員は全会員の投票により選出する。

第6条 役員は生徒会執行部を構成する。

第7条 会長は本会を代表し総合委員長を兼ねる。

第8条 役員の選挙は毎年10月に行い、役員の任期は1年とする。

第3章 組織および運営

第9条 本会の目的を達成するために次の機関を置く。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 総 会 | 5 H・R委員会 |
| 2 総合委員会 | 6 監査委員会 |
| 3 執行委員会 | 7 選挙管理委員会 |
| 4 学年執行委員会 | 8 議長団 |

第10条 総会は最高の議決機関であって、毎年1回定例総会を開く。但し必要ある時は臨時に開くことができる。総会は全会員の以上の参加で成立する。

第11条 総会は次の事項を審議し、決議する。

- 1 生徒会規約の制定、改廃
- 2 本会事業の決定
- 3 予算の決定、決算の承認
- 4 その他重要な事項の決定
- 5 部の設置および廃止

第12条 総合委員会は生徒会執行部、学年執行部（会長1名、副会長1名、書記1名をもつて構成する）、HR委員代表1名、各委員会の委員長、応援団長を以て構成する。

第13条 総合委員会は次のことを行う。

- 1 本会の目的遂行のために必要な事項の審議決定
- 2 生徒会予算の審議
- 3 小委員会の設置
- 4 細則の作成

5 議長団の任命

第14条 HR委員会は、各HR委員2名と、執行部、学年執行部を以て構成する。

第15条 HR委員会は、次の事項を審議遂行する。

- 1 自治活動に関する事項
- 2 各H・Rから提出された事項
- 3 各学年から提出された事項

第16条 執行委員会は執行部、各委員会の委員長、応援団長を以て構成する。

第17条 執行委員会は次の事を行う。

- 1 総合委員会で決定された年間活動計画を各委員会ごとに具体化し遂行する。
- 2 各委員会から提出された事項

第18条 各委員会（体育委員会、宗教委員会、文化委員会、交通安全委員会、保健委員会、図書委員会、応援委員会、ボランティア委員会、生徒会誌編集委員会、生活委員会、選挙管理委員会、監査委員会をもって構成する）は、HRより選出された委員をもって構成する。

第19条 各委員会の長は各委員会の中で互選される。

第20条 体育部、文化部は各部部長、副部長を以て構成する。

第21条 学年執行部は各学年で選出される。

第22条 監査委員会は、HRより選出された委員1名をもって構成し、生徒会会計の監査並びに各部の活動状況の調査を行う。

第23条 議長団は総会、総合委員会、HR委員会の議事進行をつかさどり総合委員会によって任命された議長1名、副議長1名をもって構成する。

第4章 会計

第24条 本会の経費は、会費その他の収入でまかなう。

第25条 会員は会費1カ年10,000円納入する。

第26条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

付 則

第27条 本会則施行のための必要な細則は別に定める。

第28条 この規約を改廃する場合は総会の決議を要する。

第29条 生徒会活動は学校長の承認を経るものとする。

生徒会役員選挙規約

総 則

第1条 この規約は生徒会執行部の選挙に適用する。

第2条 生徒会執行部の選挙は毎年10月に行い、役員の新任等の場合には臨時に選挙を行う。

選挙管理委員会

第3条 選挙を行う際は、選挙管理委員会（以下「委員会」）を設け、必要な業務を行う。

第4条 委員会は各HRより1名を選出して構成し、選挙業務終了と同時に解散する。立候補者は構成員になれない。

第5条 委員会は、委員のうちから委員長1名を互選する。

第6条 委員会は、次のことを行う。

- 1 選挙期日の決定
- 2 選挙日の公示
- 3 立候補者、推薦立候補者の受付と掲示
- 4 立会演説会の設定
- 5 投票日、開票日の設定と管理
- 6 その他選挙に関する必要事項の決定
- 7 委員会は選挙告示を選挙期日の2週間前に行う。

候 補 者

第7条 立候補しようとする会員は選挙公示日から選挙日の7日前までに、委員長に届け出なければならない。

第8条 立候補者を推薦しようとする会員は、立候補推薦届に所定の事項を記入の上、選挙公示された日から選挙日の7日前までに委員長に届け出なければならない。

第9条 立候補者は、自分の抱負等必要事項を立会演説会で述べなければならない。

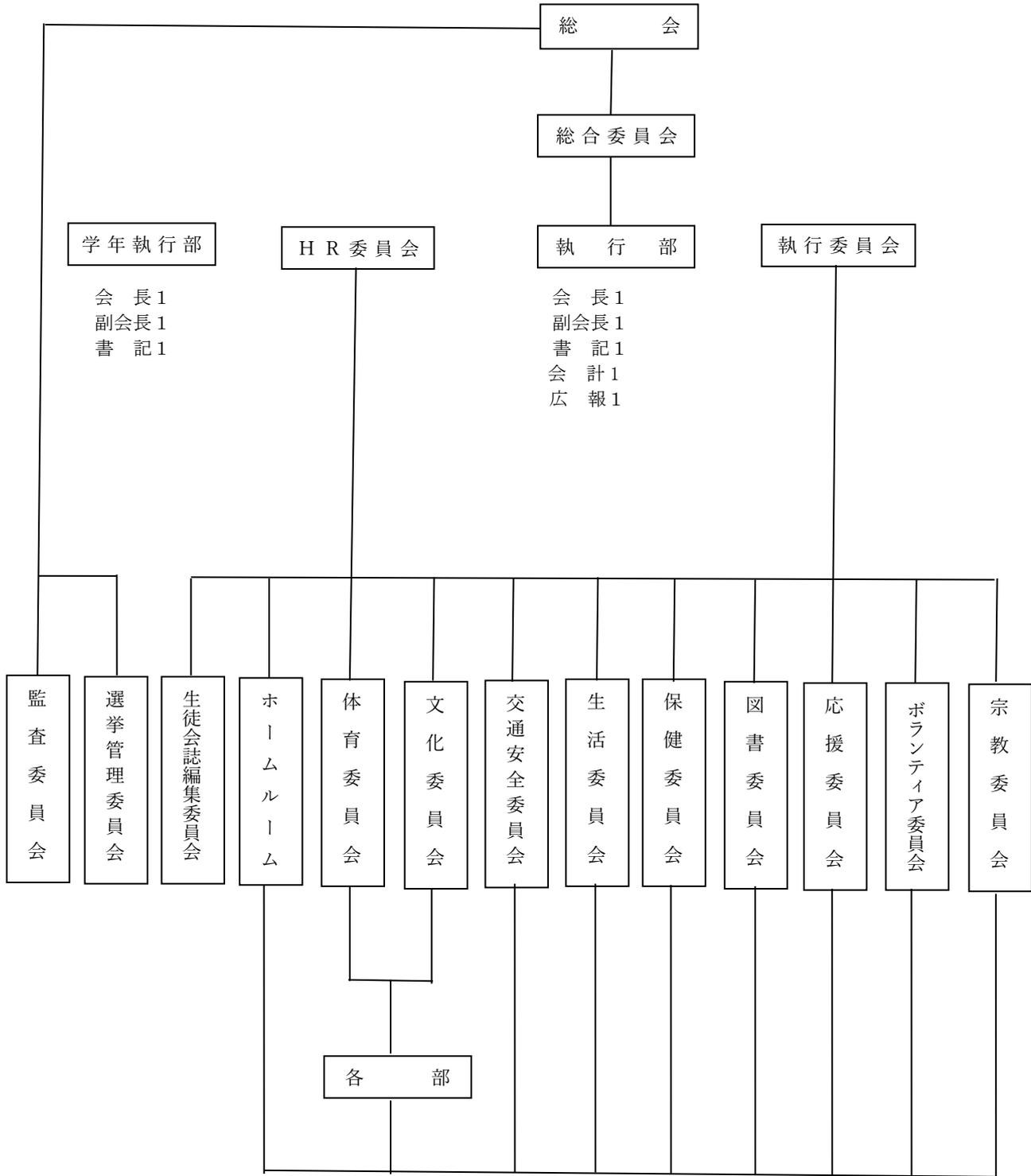
第10条 立候補者は、委員会が指定した場所にポスターを貼ることができる。

投票および開票

第11条 選挙は、直接無記名投票によって行う。

第12条 開票は即日開票で、委員会の立ち会いで行う。

生徒会機関



第一応援歌

一 我等の生气は 大空に
岩手のおろしに きたえたる
ここに若さの 力あり
盛高 盛高 勝利あり

二 緑野に輝く 日をあびて
奥羽の屋根を 飛びこえる
我等健児の 意気をみん
盛高 盛高 勝利あり

第二応援歌

一 北上河畔 名も高き
我等の生地 ここにあり
今こそかかげて 戦わん
共に勇んで 生ける日が
来たぞ歡氣の 血がもえる
来たぞ歡氣の 血がもえる

二 日ごろ鍛えし この腕を
今こそ示さん この時を
闘志はつきぬ この力
共に勇んで 生ける日が
来たぞ歡氣の 血がもえる
来たぞ歡氣の 血がもえる
おお混濁の世に
我立ちて
踏み行く道は
たゞ一つ

三 友よ命の
源泉を
理想のにじに
くみとりて
おゝひとみ見上げ
勇み行く
共に不動の
学の道

第三応援歌

一 あゝ我が友よ

青雲の

高き理想を

胸にして

おゝ身は冒険の

道をふみ

輝さんかなうや

人の道

二 力なき世を

嘆くとも

肝胆てらす

友はあり

時 程 表 (通 常)

生 徒 登 校	8 : 25	
朝 自 習	8 : 30 ~	8 : 40
S H R	8 : 40 ~	8 : 50
1 校 時	8 : 55 ~	9 : 45
2 校 時	9 : 55 ~	10 : 45
3 校 時	10 : 55 ~	11 : 45
4 校 時	11 : 55 ~	12 : 45
昼 休 み	12 : 45 ~	13 : 30
5 校 時	13 : 30 ~	14 : 20
6 校 時	14 : 30 ~	15 : 20
S H R : 掃 除	15 : 20 ~	
7 校 時	15 : 40 ~	16 : 30

時 程 表 (短 縮)

生 徒 登 校	8 : 25	
朝 自 習	8 : 30 ~	8 : 40
S H R	8 : 40 ~	8 : 50
1 校 時	8 : 55 ~	9 : 40
2 校 時	9 : 50 ~	10 : 35
3 校 時	10 : 45 ~	11 : 30
4 校 時	11 : 40 ~	12 : 25
昼 休 み	12 : 25 ~	13 : 10
5 校 時	13 : 10 ~	13 : 55
6 校 時	14 : 05 ~	14 : 55
S H R : 掃 除	14 : 55 ~	
7 校 時	15 : 10 ~	15 : 55